

救急救命九州研修所 寮室無線LAN拡充工事 仕様書

1 業務概要

(1) 業務内容

①無線LAN機器調達（ハード調達）

LANスイッチ、コントローラー、アクセスポイントの設置

②ネットワーク基本設計及び無線LAN工事

③保守管理業務

④各機器の接続・調整

(2) 実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号

一般財団法人救急振興財団九州研修所

宿泊棟各階共用廊下部分

(3) 工期

契約締結日から令和4年8月31日まで（具体的な施工日は別途総務課担当者と調整）

(4) 工事内容等

①無線LAN機器等

| | |
|-----------------|-----|
| ・無線LANスイッチ | 9台 |
| ・無線LANスイッチ | 1台 |
| ・無線LANスイッチライセンス | 1式 |
| ・アクセスポイント機器本体 | 37台 |
| ・ルーター | 1台 |

※1 研修所内の既設の無線LAN・有線LANに通信干渉しないよう、機種選定及び設置作業に際して考慮する必要がある。

※2 世界的な半導体不足により、実際の機種は調達時に変更される可能性がある。

②無線LAN設置個所

| | |
|---------------|--------------|
| ア 宿泊棟2階図書室 | アクセスポイント 1台 |
| イ 宿泊棟2階ラウンジ | アクセスポイント 1台 |
| ウ 宿泊棟2階女性研修生寮 | アクセスポイント 2台 |
| エ 宿泊棟3～6階研修生寮 | アクセスポイント 32台 |
| オ 予備 | アクセスポイント 1台 |

計37台

③無線LAN機器保守業務

- | | |
|--------------------|-----|
| ・無線LANスイッチ保守 | 9式 |
| ・無線LANスイッチ保守 | 1式 |
| ・アクセスポイント ハードウェア保守 | 37式 |
| ・ルーター オンサイト保守 | 1式 |

※ オンサイト保守（故障時に業者に機器を送付して修繕・交換を行う保守）

2 一般共通事項

(1) 施工条件

請負者は、仕様書及び借用資料を基に現地確認し、現場システムを熟知し作業に取り掛かる事。

(2) 機材条件

- ① 工事に必要な機材の保証については、それぞれのメーカーによるものとする。
- ② 工事に必要な機材が生産終了している場合は、同規格の後継品または同等の性能を持った製品を使用するものとする。

(3) 施工上の欠陥等

検査時に発見された施工上の欠陥又は使用材料の不良により生じた故障箇所は、保証に基づき材料メーカーと修繕方法を検討し、検査の日から2箇月以内に無償で修理を完了すること。

(4) 工事費の精算

- ① 各項目の数量は請負者において調査検討、確認の上、見積をすること。別添工事内訳書は参考項目数量とし、貸与資料等と工事实数量が一致しない場合においても請負金額の増減精算はしないものとする。
- ② 現場での納まり取合い等の関係で、材料や工法を多少変更したり、あるいはこれらによる多少の数量の増減等軽微な変更がある場合は、発注者の指示によって行うこと。この場合における請負金額は増減しないものとする。

(5) 危険防止

- ① 工事実施に伴い火災及び騒音等を防止するため、安全管理計画書を作成し、予め発注者の承認を受けること。
- ② 現場内の火気の使用は原則として禁止する。喫煙は指定された場所で行うこと。

(6) 現状復旧の義務

請負者は、その他の既設物等に損傷を与えた場合、発注者の立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

(7) 竣工検査

工事の完了後、発注者の立会いの上、竣工検査を行う。手直し及び残工事がある場合には、発注者の指定した期日までにそれらの工事を完了し、再検査を受けること。

(8) 解体材及び発生材等の処置

- ① 工事で発生したゴミ及び廃材等は生活環境に配慮して收容し、全て場外へ搬出すること。
- ② 撤去した機械設備を含む解体材及び発生材のうち、特別管理産業廃棄物が発生した場合の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守すること。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理(マニフェスト)の写しを業務報告書に添付すること。

(9) 研修所業務と近隣への配慮

研修所職員の業務及び研修生等の生活に支障を及ぼさないよう十分に配慮すること。

(10) 業務報告書

業務報告書は、以下の内容で1部提出すること。

- ① 業務完了届
- ② 保証書
- ③ 工事記録写真